

要配慮者について

要配慮者のために

災害のとき配慮が必要な人に優しく接しよう

突然起きる災害のときに大きな被害を受けやすいのは要配慮者と呼ばれる人たちです。要配慮者とは、高齢者や妊産婦、乳幼児、障がいのある人、外国人など災害時に特に配慮が必要な人たちのことです。いざというときは地域のみんなで協力して要配慮者を支援しましょう。



要配慮者になったつもりで防災環境の点検を

目や耳の不自由な人や外国人に向けた警報・避難方法が正しく伝えられるのか、放置自転車などの障害物は無いかなど、日ごろからの点検が大切です。



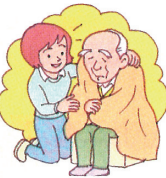
避難するときはしっかり誘導する

一人の避難行動要支援者に複数の住民が支援していくなど、具体的な救援体制を決めておきましょう。隣近所での助け合いがとても有効です。



困ったときこそ温かい気持ちで

非常時こそ、不安な状況に置かれている人に優しく接することが必要です。困っている人や要配慮者には思いやりの心を持って支援しましょう。



日ごろから積極的なコミュニケーションをとりましょう

災害のときに円滑な支援活動をするために、日ごろからコミュニケーションをとっていることがとても大切です。



●高齢者・病人

あらかじめ支援者を決め、複数人で対応し、車いすや担架を使うほか緊急時はおぶって避難する。

●目の不自由な人

まずは声をかけ、誘導するときは、腕を貸してゆっくりと歩く。できるだけ状況を言葉にして伝える。

●耳の不自由な人

お互いに顔が向き合う形で、大きく口を動かし話しかける。伝わりにくい場合は、身ぶり、筆談により伝える。

●車いす利用者

階段では2人以上で援助し、上りは前向き、下りは後ろ向きに移動する。ひとりの時はおぶって避難。

●旅行者・外国人

孤立させないように、話しかける。通じない場合は、身ぶり手ぶりで伝え、道順など手で方向を示してあげる。

避難行動要支援者避難支援制度

ひとり暮らし高齢者や障がい者の方などで家族の避難支援を受けられない方、又は、家族だけでは避難支援が困難で何らかの助けが必要な方を対象として、避難行動要支援者名簿に登録し、避難支援等関係者に対して、日頃からその情報を提供することで、災害時の安否確認や避難誘導等の避難支援に役立つ制度です。

避難支援を希望する方は、避難支援を受けるために必要な個人情報を避難支援等関係者に開示することに同意していただくとともに、日頃見守り活動等をしていただける近隣の地域支援者を原則として見つけていただき、市に登録の申請をしてください。

(注意)

災害の状況によっては、避難支援をする方も被災される場合があるため、登録により確実に支援を受けられるものではありません。

【避難行動要支援者とは】

次の①～⑥の方のうち、災害時に地域での避難支援が必要な在宅の方をいいます。

(施設・病院などへの長期入所・入院の方は除きます。)

- ① 65歳以上のひとり暮らし高齢者であって、市に登録されている方
- ② 介護保険における要介護3～5の方
- ③ 身体障がい者のうち、その障がいの程度が1級及び2級の方
- ④ 知的障がい者のうち、その障がいの程度がA1及びA2の方
- ⑤ 精神障がい者のうち、その障がいの程度が1級の方
- ⑥ 上記①～⑤に準ずる方

※要配慮者のうち、避難する際に特に支援が必要な方を避難行動要支援者といいます。

お問合せ 地域福祉課 ☎ 22-8118